

#### 第4条(紹介手数料の支払及び返還)

職業紹介が成立した際の紹介手数料について、乙は甲へ請求書を発行し、甲はこれを支払うものとする。

2. 採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、当該法的効果が発生したものと見受けられる書面を確認し、乙は、甲に対し、次の基準で本件報酬を返還するものとする。

入社後 1 ヶ月未満の場合:本件報酬の 80%

入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合:本件報酬の 50%

但し、その名目上もしくは形式上の理由にかかわらず、退職が実際には甲の当該求職者に対する処遇その他の労働条件が雇用契約締結前に明示された内容と著しく異なることに起因する場合、又は甲の当該求職者に対する法令違反及び背信行為に起因する場合はこの限りではない。